

裁 決 書

審査請求人

平成28年1月4日に行われた審査請求について、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第40条第3項の規定により、次のとおり裁決する。

主 文

が、平成27年12月28日付けで審査請求人に対し行った生活保護申請却下処分は、これを取り消す。

事 実

（以下「処分庁」という。）は、平成27年12月28日、審査請求人（以下「請求人」という。）に対し、生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第24条第3項の規定により、生活保護申請却下処分（以下「原処分」という。）を行った。

請求人は、原処分を不服として、平成28年1月4日、北海道知事に審査請求を行った。

請 求 の 要 旨

請求人は、原処分の取消しを求めて、おおむね次のとおり主張している。

保護申請却下通知書の内容のうち要否判定について、生活扶助の根拠が不明確であり、また、医療費とあるのも歯科医院や以外の病院への通院によってそれ以上の支出となっているのであるから、保護申請却下処分に不服である。

裁 決 の 理 由

1 認定事実

(1)

(2)

ア

イ

ウ

(3)

(4)

2 判断

(1) 法の規定等について

ア 保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする規定されている（法第8条第1項）ことから、保護の要否は、厚生労働大臣が定めた「生活保護法による保護の基準」（昭和38年4月1日厚生省告示第158号。以下「保護の基準」という。）によって、要保護者ごとに具体的に算定された需要と、要保護者の収入を対比し、決定することとされている。

イ 保護の実施機関は、保護の開始の申請があったときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して決定の理由を付した書面をもって、これを通知しなければならないとされている（法第24条第3項及び第4項）。

ウ 「保護の基準」によると、[redacted]であり入院患者日用品費の基準額は[redacted]、冬季加算額は[redacted]とされている。

エ 「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知）第7-2(5)5-ア(カ)によると、常時失禁状態の者には紙おむつ等を2万100円の範囲で支給してもよいとされている。

オ 「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知）第10-4答アによると、保護開始時の要否判定を行う際の当該世帯につき認定する最低生活費については、紙おむつ、貸おむつも認定するものとされている。

カ 高額療養費は、別に掲げる規定により支給される高額療養費の額を控除した額が高額療養費算定基準額を超える場合に支給するものとされている（健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第41条第1項）。

キ 市町村民税非課税者である被保険者については、1か月の自己負担限度額は3万5,400円であり、過去12か月以内に3回以上、上限額に達した場合は4回目から自己負担の限度額は2万4,600円となるものとされている(健康保険法施行令第42条1項5号及び同条3項5号)。

ク 外来医療費については、1回分の窓口負担では上限額を超えない場合でも、複数の受診や同じ世帯にいる者の受診について、窓口で支払った自己負担額を1か月単位で合算することができることとされている。なお、[]の者の受診については、[]の自己負担のみ合算されることとなる。

(2) 原処分について

請求人は、保護申請却下通知書の内容のうち要否判定について、生活扶助 []の根拠が不明確であり、また、医療費についても、高額療養費の限度額以上に、複数の病院へ通院し支出していることから、保護申請却下処分に不服であると主張している。

まず、請求人がその根拠が不明確であるという生活扶助 []については、前記(1)ウのとおりであるから、これを処分庁が用いたことは適切である。

その上で、処分庁が算定した平成27年12月以降の請求人の最低生活費についてみると、処分庁は、前記1(2)アのとおり、請求人が []であり、なおかつ3か月以上高額療養費を支払っていること及び前記1(3)のとおり高額療養費については請求人の同年10月及び11月における歯科受診の状況を踏まえ、前記(1)カないしクに基づき、1か月あたりの入院医療費の自己負担額を []と算定している。これについては、処分庁が原処分を行う前に同年12月分の請求人の歯科受診の実績を確認すべきものであったが、前記1(4)のとおり、処分庁が事後的に請求人の同年12月分の歯科受診実績がなかったことを確認していることからすると、請求人は、高額療養費に係る自己負担額のほかに医療費を支払っているとは認められないことから、結果的にはあるが、原処分に誤りはなく、取り消すまでに至るものではない。

しかしながら、請求人は前記1(2)ウのとおり、平成27年10月及び11月に紙おむつの利用料金 ([])を負担している。このことから、処分庁は、本来であれば前記(1)エ及びオに基づき、被服費(おむつ費用)の利用料金を含めて最低生活費を算定すべきであって、おむつ費用を考慮すると、請求人の最低生活費は [](前記1(3)の処分庁が算定した最低生活費 []に、前記の紙おむつ利用料金 []を加算した額)となり、請求人の年金収入額 []を超えることとなるため、この点に照らすと、処分庁の判断は違法又は不当であるといわざるを得ない。

以上のことから、原処分は取消しを免れない。

よって、主文のとおり裁決する。

令和元年(2019年)5月24日

北海道知事 鈴木直道

